

## 和光市地域公共交通検討支援業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣 旨

令和3年度末の「和光市地域公共交通計画」策定に向けた基礎調査や課題の抽出、会議やワークショップ等の実施にあたり、専門的な知識・経験及び他自治体等にて同様の業務実績を有する事業者から広く提案を受け、業務の実施に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

### 2. 業務の概要

- (1) 業務委託名 和光市地域公共交通検討支援業務委託
- (2) 業務区域 和光市全域
- (3) 業務内容 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日
- (5) 業務規模 5,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。  
※上記の金額を超えての提案は無効とする。
- (6) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (7) 委託料の支払い 業務完了後、支払い請求に基づき支払うこととする。

### 3. 参加資格

#### (1) 一般要件

応募者は提案書提出日現在で、次に掲げる要件の全てに該当する法人とし、複数の事業者による共同提案は認めないこととする。

- ① 平成31・32年度和光市入札参加資格者名簿の「設計・調査・測量」に登録を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ③ 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成22年要綱第17号)第2条第1項の規定により入札参加を停止されている者でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号から第6号に該当する団体又は団体に属する者でないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立てがされていないこと。
- ⑥ 過去2年間に手形交換所による取引停止処分を受けている者又は過去6カ月以内に手形もしくは小切手の不渡り事故を出している者でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税に未納がないこと。

- ⑧ 下請代金の支払の遅延、特定資材等の購入の強制等、下請契約関係について不適当な行為をした者でないこと。
- ⑨ 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し、改善を行わない状態が継続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から市に通報があった者でないこと。

## (2) 個別要件

- ① 建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)に基づき、「都市計画及び地方計画部門」の登録をしている者であること。
- ② 過去5年以内に、公共交通検討支援業務等に関する官公庁からの業務(以下「同種業務等」という。)を受注し、完了した実績を有すること。なお、同種業務等の対象業務については、次のとおりとする。

▽同種業務 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する、地域公共交通網形成計画の策定に関する地方自治体への支援業務

▽類似業務 地域公共交通の活性化等に関する地方公共団体への同種業務以外の業務

## (3) 配置予定技術者要件

- ① 配置予定技術者は、参加表明書に記載された所属の企業に常時雇用されている者とする。
- ② 管理技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うために必要な、技術士(総合技術管理部門又は建設部門:都市及び地方計画)又はRCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有していること。
- ③ 管理技術者及び照査技術者は、過去5年以内に、同種業務等の受託従事実績があること。なお、実績については、管理技術者又は担当技術者として従事した実績であること。
- ④ 管理技術者及び担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

## 4. 質問及び回答

質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

- (1) 提出書類 質問書(様式6)
- (2) 提出期限 令和2年7月17日(金) 午後3時まで(必着)
- (3) 質問方法 電子メール

※ 送付先アドレス:e0200@city.wako.lg.jp(和光市建設部道路安全課)

## (4) 注意事項

- ・ 電子メール以外による質疑は受け付けない。

- ・ 件名は「(貴社名)和光市地域公共交通検討支援業務委託プロポーザル質問」とすること。
- ・ 必ず開封確認メールで送付すること。なお、送付当日の午後 5 時まで確認メールが届かなかった場合には、電話にて確認をすること。
- ・ 電子メールの通信事故については、市はいかなる責任も負わないこととする。

(5) 質問の回答

質問に対する回答は、一括して取りまとめ、7月 22 日(水)までに和光市ホームページにて公開する。回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱う。

## 5. 参加表明書及び企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和2年 7 月 31 日(金)午後 5 時まで
- (2) 提出場所 和光市建設部道路安全課(市役所2階)  
※住所は「11.書類提出先及び問合せ窓口」のとおり
- (3) 提出方法 持参あるいは郵送(締切日必着)  
※持参の場合の受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、土日祝日については受け付けない。
- (4) 提出書類 提出書類は以下の通り
  - ① 参加表明書(様式 1)
    - ・ 代表者印押印の上、提出すること。
  - ② 会社概要(様式 2)
    - ・ 建設コンサルタント登録規定による登録証明の写しを添付すること。
  - ③ 業務実績調書(様式 3)
    - ・ 同種業務等の実績が証明できるもの(契約書の写し又はテクリスの登録確認書)を添付すること。
  - ④ 業務実施体制(任意様式)
  - ⑤ 配置予定技術者の経歴(様式 4)
    - ・ 配置予定技術者1名につき、1枚に記載すること。(両面印刷可)
    - ・ 保有資格等を記載し、保有資格者証の写し、雇用関係を証明する書類(保険証等)の写しを添付すること。
    - ・ 同種業務等に従事したことがわかる書類(契約書の写し又はテクリスの登録確認書)を添付すること。
    - ・ 同種業務等については、再委託による業務等は除く。
  - ⑥ 企画提案書(任意様式)
    - ・ 原則 A4用紙縦置きで 5 枚以内とする(両面印刷可)。やむを得ないページのみ A3 用紙の使用を認める。なお、A3 用紙使用の際には片面印刷の片袖折りとし、2 枚扱いとする。

- ・ 業務実施方針、業務フローを必ず記載すること。
- ⑦ 見積書(様式 5)
  - ・ 本要領にて記載の業務規模の範囲内で作成し、追加や別途の経費が生じないよう見積額を掲示すること。
  - ・ 内訳書、経費計算書(任意様式)添付すること。
- (5) 提出部数 正本1部(提出書類①～⑦) 副本10部(提出書類③～⑦)
  - ※ 各様式の添付書類は正本のみに添付すること。
  - ※ 左側 2 カ所をステープラー等で止めること。
  - ※ 正本には社印及び代表者印を捺印することとし、副本には、参加者を判別できるような名称やロゴマーク等は使用しないこと。
  - ※ 提出書類の文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。(添付書類除く)

## 6. 選定の方法

業者の選定については、実施要領に定める参加資格要件を満たしているか審査のうえ、選考委員会が定める評価基準に従い審査を行う。優先交渉権者に加え、次点の事業者を次席者として選定するものとする。

### (1) 一次審査(書類審査)

期限までに提出された書類により審査を実施する。二次審査については、一次審査の上位 5 社程度に対して行う。但し、参加表明書の提出が 5 社以下であった場合は一次審査を実施せず、一次審査の評価項目について、第二次審査時に審査する。

### (2) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

企画提案書等の提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

① 実施日時 令和 2 年 8 月 21 日(金) (詳細は対象者に対し別途通知する。)

② 実施場所 詳細は対象者に対し別途通知する。

③ 出席者 3 名以内

(配置予定の管理技術者及び担当技術者は必ず出席すること。)

④ 時 間 20 分(提案説明 15 分、質疑応答 5 分)以内とする。

※準備は 5 分、片付けは 5 分以内とする。

### ⑤ その他

- I. プレゼンテーション等の順番は企画提案書等の受付順とする。
- II. 説明は提出した企画提案書類等(見積書を除く)に基づいて行うものとし、追加提案や追加資料の持ち込みは認めない。また、参加者を判別できるような名称やロゴマークは使用しないこと。
- III. プレゼンテーションにあたって、プロジェクター等を用いた説明を行う場合は、参加者において必要な機器を用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては市が用意する。

IV. プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開のもとで実施する。

(3) 事業者の審査

審査委員会が定める審査基準については、以下のとおり。

審査基準				
評価項目			評価の視点	配点
一次審査	業務実施能力	業務実績	①業務遂行にあたり十分な実績を有しているか。	5
			②管理技術者等の担当者は必要な資格を有しているか。また、実績は十分か。	5
		業務体制	①業務遂行に十分な人員配置がされているか。	5
			②本市担当職員との円滑な打合せや調整等が可能な業務体制か	5
	企画提案内容	実施方針	①本業務の背景や目的の理解度は十分か。	10
			②本市の地域特性や公共交通網の課題等について十分に把握した上での提案がされているか。	20
			③関係者の意向を的確に把握するための提案がされているか。	20
			④仕様書にて求められた事項に加え、オリジナリティある提案がされているか。	10
二次審査	プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーション	①業務への取組意欲は十分か。	5
			②業務に係る専門性やコミュニケーション能力を有しているか。	5
			③提案内容の説明は十分か。また、必要に応じて明瞭な補足説明はされているか。	5
			④質疑に対する応答は明瞭且つ迅速か。	5
合計				100

※ 最も高い評価合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として特定せず、該当者なしとする。

※ 見積額の点数化はしないが、提示した業務規模とかけ離れているか、または提案内容に対して見積額が不適切な場合、提案を無効とする場合がある。

7. 契約の締結

和光市契約規則に従い、優先交渉権者と業務委託契約手続きを行う。但し、契約交渉が不調のときは、次席者と契約締結の交渉を行う。

業務内容については仕様書に示す内容を標準とし、本プロポーザルにおける提案内容

を反映したものとする。

## 8. スケジュール

本プロポーザルによる事業者選定のスケジュールは以下のとおり。

内容	日程(予定)
1.実施要領の公表	令和2年7月13日(月)
2.質問の提出期限	令和2年7月17日(金)
3.質問に対する回答	令和2年7月22日(水)
4.参加表明書及び企画提案書の提出期限	令和2年7月31日(金)
5.第一次審査結果通知	令和2年8月5日(水)
6.第二次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和2年8月21日(金)
7.第二次審査結果通知	令和2年8月28日(金)まで
8.契約締結	9月中旬

※なお、上記スケジュールは都合により変更する場合もある。

## 9. 提案の無効

次のいずれかに該当する提案については無効とする。

- (1) 提出期限に遅れたもの
- (2) 本要領及び仕様書の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されたもの
- (4) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明瞭なもの
- (5) 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって、公正な競争が困難と認められる場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があったもの
- (7) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信議に反するものと選定委員会が認める場合

## 10. その他の留意事項

- (1) 応募者は応募書類の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合には、速やかに「辞退届(任意様式)」を市に提出すること。
- (3) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更を原則として認めない。また、参加表明書等に記載した配置予定技術者の変更については、特別な場合を除き認めない。

- (4) 応募者は複数の応募書類を提出することはできない。
- (5) 本業務のプロポーザルへの参加に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て参加者側の負担とする。
- (6) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外に使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱う。
- (7) 企画提案書に関する著作権については提案者に帰属する。但し、市が必要と認めるとき、市は応募書類の全部又は一部を使用できるものとする。
- (8) すべての提出書類について返却は行わない。また、選考委員会の審査等にあたり、必要に応じて複製を作成する場合があるので、複製に対する制限はないものとする。
- (9) プロポーザルの参加により知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (10) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。

#### 11. 書類提出先及び問合せ窓口

住所 〒351-0192 和光市広沢1-5  
和光市建設部道路安全課 交通安全担当  
電話 048-464-1111(内線 2244)  
E-Mail e0200@city.wako.lg.jp